

水巻町内巡回バス及び通勤通学バス運行業務委託に伴う 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

当町では、町内各所における再開発や大型商業施設の出店、公営住宅跡地の再開発などによる都市構造の変化や、加速する少子高齢化などに起因する新たな公共交通へのニーズに対応するため、令和7年4月1日から新たな交通体系として、水巻町内巡回バス及び通勤通学バスの運行を開始した。

バスの運行にあたっては安全性の確保を最優先とし、かつ、利用者に対し高品質な交通サービスを提供するため、道路運送法第4条の認可を受け、現にバス事業を営む経験豊富な事業者に運行業務全般を委託することとしている。

この要領は、令和9年4月1日以降の本運行業務を委託するにあたり、今後も継続して安定的かつ確実な運行が可能と見込まれる事業者を公募型プロポーザルにより選定し、委託契約を締結するために必要な手続き等を定めることを目的とする。

2. 業務概要

本業務の概要は以下の通りとする。

項目	内容
① 業務名	水巻町内巡回バス及び通勤通学バス運行業務委託
② 業務内容	別紙仕様書のとおりに
③ 履行期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年契約）
④ 予算額	上限額 58,000,000 円／年（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル及び事業スケジュール

本プロポーザル及び事業スケジュールは以下の通りとする。

項目	時期
① 公募開始	令和8年10月5日（月）
② 参加申込書提出	令和8年10月5日（月）～ 10月23日（金）午後5時
③ 質疑提出	令和8年10月5日（月）～ 10月23日（金）午後5時
④ 質疑回答	令和8年10月27日（火）午後1時
⑤ 提案書類提出期限	令和8年11月9日（月）午後5時
⑥ 提案発表	令和8年11月18日（水）
⑦ 事業者決定・契約	令和8年12月中旬

4. 参加要件

本プロポーザルには、次の要件を満たす事業者が参加できるものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。（契約相手方となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- ④国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑤水巻町が措置する指名停止期間中ではないこと。
- ⑥道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業または一般貸切旅客自動車運送事業の認可を受け、遠賀郡内または北九州市八幡西区、北九州市若松区、中間市のいずれかに営業所が所在し、現に路線バス事業または貸切バス事業を営んでいること。

5. 参加申込

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、以下の通り参加申込書を提出すること。

項目	内容
① 提出書類	参加申込書（様式第 1 号）
② 提出方法	電子メール
③ データ形式	PDF（社印等の押印不要）
④ 提出期間	令和 8 年 10 月 5 日（月）～ 10 月 23 日（金）午後 5 時
⑤ 提出先	水巻町役場 財政課 管財係 メールアドレス：kanzai@town.mizumaki.lg.jp ※メール受信の連絡は行わないため、受信の確認が必要な場合は電話連絡すること。

6. 参加の辞退

参加申込後、本プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、以下の通りとする。

項目	内容
① 提出書類	質疑書（様式第2号）
② 提出方法	電子メール
③ データ形式	Word（社印等の押印不要）
④ 提出期間	令和8年10月5日（月）～ 10月23日（金）午後5時
⑤ 提出先	水巻町役場 財政課 管財係 メールアドレス：kanzai@town.mizumaki.lg.jp ※メール受信の連絡は行わないため、受信の確認が必要な場合は電話 連絡すること。
⑥ 回答方法	令和8年10月27日（火）午後1時に水巻町 HP 上で公開

8. 提出書類について

本プロポーザルに参加する場合は、以下に従い必要書類を提出すること。

（1）提出要領

項目	内容
① 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は配達記録が残る方法とする）
② 提出期限	令和8年11月9日（月）午後5時
③ 提出先	〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 財政課 管財係

（2）提出書類

全て印刷物による提出とする。

項目	部数	備考
① 企画提案申込書	1部	様式第3号
② 見積書	1部	様式第4号 ※見積書は封入、封緘すること。
③ 納税証明書	1部	・所管の税務署（国税）で発行される令和8年度納税証明書（その3の3）※ただし、決算時期によって令和8年度分の提出ができない場合は令和7年度分でも可。 ・コピーでも可。
④ 財務諸表	1部	貸借対照表及び損益計算書 ※直近2期分の決算時のもの（コピー可）
⑤ 法人登記簿	1部	法人登記簿謄本（コピー可）

⑥ 運送事業に係る各種書類	各 1 部	1) 一般乗合旅客自動車運送事業または一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し 2) 任意の車両 1 台の点検整備記録簿 1 年分の写し (担当営業所内の車両に限る) 3) 運行管理規定の写し 4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づき実施した指導・監督の記録の写し ※直近 1 期分のもの
⑦ 企業概要書	10 部	様式第 5 号
⑧ 提案書	10 部	・本要綱及び仕様書等に記載する要件を満たし、本事業の目的を達成するために最適と思われる手法等について、提案書を作成すること。 ・(3) に記載する事項に注意すること。

(3) 提案書作成の注意事項

- ① A4 判・任意の様式にて作成し、文字は注記等を除き 10.5 ポイント以上の大きさを記述すること。
- ② 枚数は自由とするが、必要最低限の枚数とすること。
- ③ 提案書には、次の内容を含めること。その他の事項についての記載は、任意とする。
 - ア) 会社概要、業務実績
 - イ) 本業務の実施体制
 - ウ) 運行管理方法
 - エ) 車両管理方法
 - オ) 安全確保への取り組み
 - カ) 不測事態発生時の対応方法
 - キ) 乗客の利便性向上や利用促進への取り組み
 - ク) 定期券販売拠点の設置運営方法
 - ケ) 業務の一部を委託する場合は、その内容と委託予定先
 - コ) その他、独自の提案事項
- ④ 提案書以外の添付資料は不可とする。

9. 提案発表

本プロポーザルに関する提案発表を以下の通り実施する。

項目	内容
① 実施日時	令和8年11月18日（水） 開始時間については、令和8年11月9日（月）以降、各参加事業者 に個別に通知する。
② 参加可能人数	3人までとする
③ 発表時間	30分以内とする。発表後、10分程度の質疑応答に対応すること。
④ 発表内容	提案書に記載の内容に沿い、貴社の優位点や特にアピールしたい点に ついて、重点的に発表すること。
⑤ その他	・ パソコン及びプロジェクターを使用する場合は、必要な機材を持参 すること。ただし、スクリーンについては会場既設のものを使用す ることも可とする。 ・ 提案発表当日の追加資料の配付は不可とする。

10. 提案に関する評価・委託事業者の決定方法

（1）評価方法

提出書類一式に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査

（2）委託事業者の決定方法等

- ①委託事業者の決定にあたっては、別に設置する選定委員会で第一優先交渉事業者を決定する。その後、本業務担当課と契約内容の最終的な調整を行い、双方が合意に達した段階で委託事業者の決定とする。
- ②選定委員会では提出書類一式の記載内容及び提案発表内容を評価し、別に定める基準に基づき、第一優先交渉事業者を選定する。
- ③参加事業者が4社以上となった場合は一次審査を実施し、上位3社をもってプレゼンテーション審査を行うものとする。一次審査は提案書類一式による書類審査とし、後述の（4）に記載の評価基準項目①③⑥の3点について評価を行う。
- ④参加事業者が1社の場合においても、提出書類一式の記載内容及び提案発表の内容による評価のうえ、妥当であると判断された場合は第一優先交渉事業者として決定する。
- ⑤選定結果は、プロポーザル参加事業者全社に文書で通知する。
- ⑥第一優先交渉事業者と契約が成立しなかった場合は、次点の事業者と協議を行う。

（3）評価基準

- ①提案書を提出した者で参加要件を満たす者については、（4）に定める評価基準により町職員で構成する選定委員会が評価・採点し、各選定委員の合計点数が最も高い事業者を第一優先交渉事業者として選定する。
- ②①により、複数の事業者が同点となった場合には、見積価格の低い事業者を第一優先交渉事業者として選定する。

- ③評価の経過は公表しないものとし、業務委託事業者決定に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 評価基準項目及び評価の視点

提案内容は、次の基準に従い評価を行う。

評価基準項目	評価の視点
①業務の実施体制	▶安定的にバス運行業務が実施可能な体制であるか。 ▶乗務員の配置が適切に行われる体制であるか。
②運行管理・車両管理方法	▶運行管理方法が具体的かつ適正に示されているか。 ▶車両管理方法が具体的かつ適正に示されているか。
③安全確保への取り組み	▶具体的かつ独自の安全管理規定が示されているか。 ▶安全管理規定に基づく具体的な乗務員研修等が示されているか。
④不測事態への対応	▶様々な不測の事態が想定されているか。 ▶不測の事態が発生した際の対応は迅速かつ適切なものであるか。
⑤その他	▶乗客の利便性向上に向けた取り組みが示されているか。 ▶利用促進に向けた取り組みが示されているか。 ▶その他、特に評価できる提案内容があるか。
⑥見積価格	▶提示された見積価格は、予算の範囲内かつ適正な価格であるか。

(5) 失格要件

次の場合には、評価結果にかかわらず失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載がある場合。
- ②選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ③その他、選定委員会で不適当と認められた場合。

11. その他

- ①本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ②提出書類の著作権は提案者に帰属するが、提出されたすべての書類は返却しないものとする。また、提出された書類は、水巻町情報公開条例（平成 11 年条例第 4 号）に基づき公表の対象とする。
- ③提出された書類等は、選定作業に必要な範囲の複製を行うことがある。
- ④その他、この実施要領に記載のないことについては、選定委員会で協議し、決定する。